

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会 長 川 崎 裕 子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 20 年 2 月 1 日付け大鶴総第 161 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 11 月 21 日付け大鶴総第 121 号により行った決定により非公開とされたもののうち、別表 2 に掲げる非公開妥当部分以外については公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 19 年 11 月 7 日に、「・鶴見区民生委員推薦会榎本地区準備会議事録（平成 19 年 9 月 27 日及び 10 月 1 日開催分） ・鶴見区民生委員推薦会議事録（平成 19 年 10 月 22 日開催分）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書を「鶴見区民生委員推薦会榎本地区準備会議事録（平成 19 年 9 月 27 日開催分） 鶴見区民生委員推薦会榎本地区準備会議事録（平成 19 年 10 月 1 日開催分） 鶴見区民生委員推薦会議事録（平成 19 年 10 月 22 日開催分）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、一部を公開しない理由を次のとおり付して、平成 19 年 11 月 21 日付け大鶴総第 121 号により、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

「(1) 条例第 7 条第 1 号に該当
（説明）」

個人の氏名、署名、印影、年齢及び生年月日、候補者の所属する町会名及び候補者の役職名、個人の心身・社会的活動状況にかかる情報については、当該情報そのものにより又はその他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

(2) 条例第 7 条第 5 号に該当
(説明)

発言者の氏名、候補者の評価に関する発言内容については、民生委員の推薦という本市の機関がおこなう事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 1 月 18 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 民生委員・児童委員の改選について

民生委員・児童委員は、民生委員法（昭和 23 年法第 198 号）第 6 条に規定されている要件（当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者）を満たしている者が、市町村に設置された民生委員推薦会により推薦され、同法第 5 条に規定する都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱することとなっている。任期は 3 年（法第 10 条）である。民生委員推薦会に関し必要な事項は民生委員法施行令（昭和 23 年政令第 226 号）に定められている。

大阪市においては、大阪市民生委員法施行細則（昭和 31 年大阪市規則 66）及び大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱（以下「要綱」という。）に基づき選出されている。

具体的には、公共性・中立性を担保できるよう、小学校区を単位とする地区準備会、区推薦会及び市推薦会という段階を踏み審議され、民生委員が選出される。地区準備会委員の選任については、選出分野に関する基準があり、通例、地区の連合町会長・社会福祉協議会会長・民生委員協議会委員長の 3 団体長の連名による選任に基づき、区長から委員が委嘱され、その委員から構成される地区準備会において、民生委員候補者の選定を行い、さらに区推薦会で候補者を審議・選定し、市に対して推薦する流れとなっている。

地区準備会では、相応しい者を選出するという目的から「積極的な活動が期待できる」「若年層委員の選出が望ましい」「女性民生委員の増員」といった事項の留意が要綱でも求められているため、個人の住所・氏名・生年月日・男女の区別をはじめ、職業、熱意といった個人の人格や私生活に関する情報が審議の対象であり、当然慎重に適正を期して運営される必要がある。

2 条例第 7 条第 1 号該当性について

民生委員候補者氏名等個人の氏名は、「個人に関する情報」であり、かつそれ自体で「特定の個人を識別することができ」、同号本文に該当することは明らかである。

議事録作成者の署名であるが、本人が手書きで自己の氏名を記したに止まらず、その形状には特定の個人を識別することができる情報が含まれていると認められる。また社会経済活動上署名が個人の認証機能として果たしている役割を考慮すると、自署による署名は公にすることにより偽造等当該個人の権利利益を害する場合もあると認められることから同号本文に該当すると考えられる。

また、印影は、「個人に関する情報」であって、当該情報そのもので「特定の個人を識別することができる」とともに、署名と同様印影は、氏名のみには止まらず、その形

状には特定の個人を識別することができる情報が含まれ、公にすることにより偽造等当該個人の権利利益を害する場合もあると認められることから同号本文に該当すると考えられる。

民生委員候補者の年齢、生年月日、所属する町会名、候補者の役職名は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、公にすると、その他の情報と照合することにより、民生委員候補者の氏名が明らかになってしまうことから同号本文に該当すると考えられる。さらに、定年者の氏名や町会名を公にすると、それ自体で年齢が明らかになってしまうことから同号本文に該当すると考えられる。

また、個人の心身の状況及び社会的活動状況に関する情報についても、個人に関する情報であり、当該情報自体では、特定の個人を識別できないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれが認められることから、同号本文に該当すると考えられる。

3 条例第7条第5号該当性について

審議における発言者氏名は、公にされることにより、発言回数や発言内容が慎重になり、その発言内容については、関係者等から直接指摘や非難を受けることも想定され、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれ、選任事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、議事内容には、推薦の適否判断の根拠となる個人の評価について、交換された意見が記載されている。このうち、候補者として適切でないとする意見については、公にされると、その発言内容について、関係者等から直接指摘や非難を受けることも想定され、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれることから、選任事務の遂行については当該関係者の地域での活動にも支障を及ぼすおそれがあると認められる。

厚生労働省通知にも会議の非公開が記載されており、その趣旨は、通例会議が外部からの圧力を受けないことや公正・中立性が損なわれることを防ぐことが目的であると考えられる。

以上のことから、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、これらの事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当するものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、次のとおりである。

議事内容は真黒に塗っているので、判らない。人の評価をしているのに、その過程を隠すのはおかしい。公開するべきである。でなければ、何が悪くて選ばれなかったのかわからない。議事（発言）内容の確認と議事全文の公開を求める。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号

が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 対象文書について

本件文書は、鶴見区民生委員推薦会榎本地区推薦準備会（平成 19 年 9 月 27 日及び平成 19 年 10 月 1 日）及び鶴見区民生委員推薦会（平成 19 年 10 月 22 日）の議事録である。

内容は、次期民生委員及び主任児童委員の候補者の選定に係る会議の議事録であり、発言者、候補者の氏名及び特定の候補者の評価等が記載されている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、個人の氏名、署名、印影、年齢及び生年月日、候補者の所属する町会名及び候補者の役職名、個人の心身・社会的活動状況にかかる情報について、条例第 7 条第 1 号を理由に、発言者の氏名、候補者の評価に関する発言内容については、同条第 5 号を理由に部分公開決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定において非公開とされた情報について公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第 7 条第 1 号及び第 5 号該当性の問題である。

4 条例第 7 条第 1 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている公文書は、条例第 7 条第 1 号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 実施機関は下記の各情報について、条例第 7 条第 1 号に該当することを理由に非公開としているので、当該各情報の同号該当性について、以下のとおり検討する。

ア 署名及び印影

表紙に記録されている議事録作成者である座長の自署である署名及び印影について、その形状には特定の個人を識別できる情報が含まれており、また社会経済活動上署名及び印影が個人の認証機能を果たしている役割を考慮すると、公にすることにより偽造等当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

イ 個人の氏名

本件文書を見分したところ、議事録には、発言者としての地区準備会出席者の氏名及び役職名が記載され、その発言内容には、地区準備会委員、民生委員、主任児童委員及び民生委員・主任児童委員候補者の氏名が記載されている。当該氏名は「個人に関する情報」であり、かつそれ自体で「特定の個人を識別することができ」、条例第7条第1号本文に該当することは明らかであることから、以下、同号ただし書該当性について検討する。

(ア) 地区準備会委員の氏名

当該情報は、地区準備会に出席している委員の氏名である。

地区準備会委員については、区長から委嘱されており、当該委員の氏名の取扱いについて実施機関に確認したところ、誰が委員であるか市民から問い合わせがあった場合、その氏名を回答しているとのことである。

したがって、当該情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認められ、条例第7条第1号ただし書アに該当する。

(イ) 民生委員及び主任児童委員の氏名

当該情報は、委員長からなされた定年者及び退任の申し出があった委員の報告の中に含まれている。

民生委員及び主任児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により設けられた特別職の公務員であり、その職務遂行にかかる情報について実施機関に確認したところ、市民からの問い合わせがあった場合、氏名を含めて回答しているとのことである。

したがって、当該情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認められ、条例第7条第1号ただし書アに該当する。

(ウ) 民生委員及び主任児童委員候補者の氏名

選任審議における発言の記述中に含まれる各候補者は、いずれも現職に引き続き、民生委員及び主任児童委員に推薦されているとのことであるが、民生委員及び主任児童委員の氏名は、前述のとおり、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認められ、条例第7条第1号ただし書アに該当する。

しかしながら、次期民生委員及び主任児童委員候補者として選任されること自体は、職務遂行に係る情報そのものではないため条例第7条第1号ただし書ウには該当せず、職務遂行に係る情報ではない場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当しない。又、その性質上同号ただし書イに該当しない。

なお、当審査会において本件文書を見分したところ、選任審議における発言の記述中には、各候補者の所属する町会名や各候補者の役職名等が含まれており、当該各情報は、それ自体では特定の個人を特定できないが、当該各情報を公にすると、当時及び現在の民生委員氏名などの他の情報と照合することにより、上記で本号に該当すると判断した、民生委員候補者の氏名を明らかにしてしまうことから、非公開とすべきである。

ウ 生年月日等年齢に関する情報

選任審議における発言の記述中に含まれる生年月日等年齢に関する情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、当審査会において本件文書を見分したところ、当該各情報と併せて退任予定の民生委員及び主任児童委員の所属町会名及び氏名が記載されており、当該所属

町会名及び氏名を公にすることにより、特定個人の年齢に関する情報が明らかになることから、当該所属町会名及び氏名は非公開とすべきである。

ただし、別表 2 に掲げた情報を除いては、他の情報と照合しても特定の個人を識別できないことから公開すべきである。

エ 個人の心身・社会的活動状況にかかる情報

当該情報は、個人に関する情報であり、本件文書を見分したところ、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、当審査会において本件文書を見分したところ、当該各情報と併せて退任予定の民生委員及び主任児童委員の所属町会名及び氏名が記載されており、当該所属町会名及び氏名を公にすることにより、特定個人の心身にかかる情報が明らかになることから、当該所属町会名及び氏名は非公開とすべきである。

ただし、別表 2 に掲げた情報を除いては、他の情報と照合しても特定の個人を識別できないことから公開すべきである。

5 条例第 7 条第 5 号該当性について

- (1) 条例第 7 条第 5 号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

本件文書は、次期民生委員及び主任児童委員の候補者の選定に係る会議の議事録であることから、本市の機関等が行う事務又は事業に関する情報が記載されているものであると認められる。

そこで、本号に該当することを理由に本件文書を非公開とした実施機関の判断が妥当であるというためには、これらの情報を公にすることにより、候補者の選任事務に支障を及ぼすおそれが具体的に認められなければならない。

- (2) 実施機関は下記の各情報について、条例第 7 条第 5 号に該当することを理由に非公開としているので、当該各情報の同号該当性について、以下のとおり検討する。

ア 議事部分に記載された発言者の氏名及び役職名

当該会議において、地域の実情や個人の特性に応じた適切な民生委員及び児童委員を推薦するためには、個人の家族状況、社会活動歴等を踏まえ、評価を行い選定することから、委員の自由かつ率直な意見の表明や判断が、選定過程において、必要不可欠である。

これら審議における発言者の氏名及び役職名は、公にされることにより、発言回数やその内容等が明らかになることから、発言が慎重になり、その発言内容について関係者等から直接指摘や非難等を受けることも想定され、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれ、候補者選任事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ただし、当審査会において本件文書を見分したところ、別表 2 に掲げた部分を除いては、発言内容が議事進行役としての発言であることから、公にしても審議における率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるとは認められないので公開すべきである。

イ 候補者の評価に関する発言内容

上記アで述べたように、議事内容には、推薦の適否判断の根拠となる個人の評価について交換された意見が記載されている。これら審議における候補者の評価に関

する発言内容のうち、候補者として適切でないとする意見については、公にされると、その発言内容について関係者等から直接指摘や非難を受け、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれることから、選任事務の遂行については当該関係者の地域での活動にも支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

ただし、当審査会において本件文書を見分したところ、別表 2 に掲げる部分を除いては、これらを公にしても、審議における率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれ、選任事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、公開すべきである。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 大野潤、委員 野呂充、委員 木下智史

別表 1 実施機関が非公開とした情報

公文書名	項目	内 容	掲載箇所	該 当 す る 第 7 条 各 号 数
鶴見区民生委員推薦会榎本地区推薦準備会(平成19年9月27日)議事録	1	署名及び印影	表紙	1号
	2	発言者の氏名	《1頁》 7行目発言者欄 《2頁》 12行目発言者欄 15行目19文字目から21文字目まで 33行目発言者欄 《3頁から5頁》 3頁3行目から5頁30行目までの発言者欄	5号
	3	年齢	《2頁》 2行目6文字目から8文字目まで 2行目12文字目から15文字目まで 2行目19文字目から25文字目まで 3行目4文字目から7文字目まで 《6頁》 9行目18文字目から10行目4文字目まで 10行目17文字目から19文字目まで	1号
	4	個人の心身・社会的活動状況にかかる情報	《2頁》 4行目16文字目から21文字目まで 4行目23文字目から5行目1文字目まで 5行目5文字目から8文字目まで	1号
	5	個人の氏名	《2頁》 18行目18文字目から23文字目まで 19行目1文字目から2文字目まで 33行目1文字目から7文字目まで 《6頁》 5行目23文字目から24文字目まで 9行目6文字目から9文字目まで 9行目11文字目から14文字目まで 10行目6文字目から8文字目まで 10行目10文字目から13文字目まで 10行目24文字目から25文字目まで 11行目2文字目から8文字目まで 23行目1文字目から2文字目まで 23行目6文字目から7文字目まで	1号
	6	候補者の評価に関する発言内容	《3頁から5頁》 3頁3行目から5頁35行目まで	5号

公文書名	項目	内 容	掲載箇所	該当する 第 7 条各 号数
鶴見区民生委員推薦会榎本地区推薦準備会(平成19年10月1日)議事録	1	署名及び印影	表紙	1 号
	2	発言者の氏名	《1 頁》 24 行目、26 行目、28 行目、29 行目発言者欄	5 号
	3	個人の氏名等	《1 頁》 6 行目から 21 行目まで 26 行目 1 文字目から 23 文字目まで 29 行目 1 文字目から 2 文字目まで	1 号
鶴見区民生委員推薦会(平成19年10月22日)議事録	1	署名及び印影	表紙	1 号
	2	発言者の氏名	《1 頁》 20 行目発言者欄	5 号

1 行に記載された文字を左詰めにして数え、符号、句読点はそれぞれ 1 文字として数えるものとする。

またページ数に表紙は含まれないものとする。

別表 2 別表 1 のうち非公開が妥当な情報

公文書名	項目	内 容	掲載箇所
鶴見区民生委員推薦会榎本地区推薦準備会(平成19年9月27日)議事録	1	署名及び印影	表紙
	2 の一部	発言者の氏名	《1 頁》 7 行目発言者欄 《2 頁》 33 行目発言者欄 《3 頁から 5 頁》 3 頁 3 行目から 5 頁 30 行目までの発言者欄
	3	年齢	《2 頁》 2 行目 6 文字目から 8 文字目まで 2 行目 12 文字目から 15 文字目まで 2 行目 19 文字目から 25 文字目まで 3 行目 4 文字目から 7 文字目まで 《6 頁》 9 行目 18 文字目から 10 行目 4 文字目まで 10 行目 17 文字目から 19 文字目まで
	4	個人の心身・社会的活動状況にかかる情報	《2 頁》 4 行目 16 文字目から 21 文字目まで 4 行目 23 文字目から 5 行目 1 文字目まで 5 行目 5 文字目から 8 文字目まで
	5 の一部	個人の氏名	《2 頁》 33 行目 1 文字目から 7 文字目まで 《6 頁》 5 行目 23 文字目から 24 文字目まで 9 行目 6 文字目から 9 文字目まで 9 行目 11 文字目から 14 文字目まで 10 行目 6 文字目から 8 文字目まで 10 行目 10 文字目から 13 文字目まで 10 行目 23 文字目から 24 文字目まで 11 行目 2 文字目から 8 文字目まで 23 行目 1 文字目から 2 文字目まで 23 行目 6 文字目から 7 文字目まで
	6 の一部	候補者の評価に関する発言内容	《3 頁》 3 行目 5 文字目から 8 文字目まで 3 行目 11 文字目から 22 文字目まで 4 行目 7 文字目から 10 文字目まで 5 行目 1 文字目から 6 文字目まで 5 行目 13 文字目から 6 行目 7 文字目まで 6 行目 17 文字目から 7 行目 15 文字目まで 11 行目 3 文字目から 12 行目 4 文字目まで 14 行目 3 文字目から 4 文字目まで

公文書名	項目	内 容	掲載箇所
鶴見区民生委員推薦会榎本地区推薦準備会（平成19年9月27日）議事録	6の 一部	候補者の評価に関する発言内容	《3 頁》 14 行目 10 文字目から 11 文字目まで 14 行目 21 文字目から 15 行目 14 文字目まで 16 行目 1 文字目から 19 行目 9 文字目まで 21 行目 1 文字目から 11 文字目まで 21 行目 16 文字目から 25 文字目まで 30 行目 7 文字目から 31 行目 13 文字目まで 34 行目 1 文字目から 4 文字目まで 34 行目 15 文字目から 21 文字目まで 《4 頁》 2 行目 4 文字目から 11 文字目まで 4 行目 2 文字目から 17 文字目まで 4 行目 25 文字目から 5 行目 14 文字目まで 8 行目 19 文字目から 9 行目 24 文字目まで 14 行目 5 文字目から 10 文字目まで 14 行目 22 文字目から 16 行目 22 文字目まで 19 行目 1 文字目から 3 文字目まで 21 行目 7 文字目から 10 文字目まで 22 行目 10 文字目から 11 文字目まで 24 行目から 27 行目まで 28 行目 5 文字目から 6 文字目まで 28 行目 23 文字目から 29 行目 6 文字目まで 30 行目 1 文字目から 3 文字目まで 32 行目から 35 行目まで 《5 頁》 1 行目 2 行目 15 文字目 18 文字目まで 6 行目から 7 行目まで 8 行目 13 文字目から 14 文字目まで 11 行目 25 文字目から 12 行目 10 文字目まで 13 行目 23 文字目から 14 行目 7 文字目まで 15 行目 10 文字目から 19 文字目まで 16 行目 1 文字目から 4 文字目まで 17 行目 1 文字目から 9 文字目まで 18 行目 25 文字目から 19 行目 5 文字目まで 20 行目 1 文字目から 7 文字目まで 20 行目 11 文字目から 14 文字目まで 20 行目 23 文字目から 25 文字目まで 22 行目 18 文字目から 23 行目 2 文字目まで 25 行目 4 文字目から 8 文字目まで 25 行目 12 文字目から 13 文字目まで 25 行目 20 文字目から 25 文字目まで 28 行目 5 文字目から 11 文字目まで 30 行目から 33 行目まで 34 行目 1 文字目から 2 文字目まで

公文書名	項目	内 容	掲載箇所
鶴見区民生委員推薦会榎本地区推薦準備会（平成19年10月1日）議事録	1	署名及び印影	表紙
	2	発言者の氏名	《1 頁》 24 行目、26 行目、28 行目、29 行目発言者欄
	3 の一部	年齢	《1 頁》 9 行目 1 文字目から 12 文字目まで 9 行目 14 文字目から 16 文字目まで 10 行目 21 文字目から 11 行目 12 文字目まで
		個人の心身・社会的活動状況にかかわる情報	《1 頁》 12 行目 6 文字目から 22 文字目まで 13 行目 4 文字目から 11 文字目まで 13 行目 20 文字目から 22 文字目まで 14 行目 8 文字目から 11 文字目まで 14 行目 13 文字目から 17 文字目まで 15 行目 1 文字目から 22 文字目まで 16 行目 14 文字目から 17 行目 1 文字目まで 18 行目 6 文字目から 18 文字目まで 18 行目 26 文字目から 19 行目 12 文字目まで 19 行目 18 文字目から 24 文字目まで 20 行目 4 文字目から 12 文字目まで 20 行目 16 文字目から 20 文字目まで 21 行目 4 文字目から 21 文字目まで 26 行目 9 文字目から 14 文字目まで
		個人の氏名	《1 頁》 6 行目 22 文字目から 23 文字目まで 8 行目 3 文字目から 6 文字目まで 8 行目 8 文字目から 9 文字目まで 8 行目 19 文字目から 23 文字目まで 10 行目 9 文字目から 12 文字目まで 10 行目 14 文字目から 17 文字目まで 12 行目 1 文字目から 2 文字目まで 18 行目 1 文字目から 2 文字目まで 26 行目 1 文字目から 2 文字目まで 29 行目 1 文字目から 2 文字目まで
鶴見区民生委員推薦会（平成19年10月22日）議事録	1	署名及び印影	表紙
	2	発言者の氏名	《1 頁》 20 行目発言者欄

1 行に記載された文字を左詰めにして数え、符号、句読点はそれぞれ 1 文字として数えるものとする。

またページ数に表紙は含まれないものとする。